

(仮訳)

付 2

クロスボーダー協力の強化

当委員会は2004年5月の会合において、新たな合意を効果的かつ効率的に実施するためには、より緊密な監督当局間の調整が不可欠であるとの考え方を再度表明した。新規制実施作業部会(AIG)は、2003年8月に公表された、新しい枠組のクロスボーダー実施に関する基本原則の実務的な意味合いについて協議を継続している。

当委員会のメンバーおよびその他の監督当局は、主として実際の銀行の構造に基づく事例研究を通じて、母国当局と現地当局の間の対話と協力を強化する方法を模索している。こうした努力は、国際的に活動する銀行に対して、当局間の調整を主導する母国当局と、現地当局が果たすそれぞれの役割について情報を提供するという当局の方針に沿ったものでもある。当委員会は、より先進的な手法に関する母国・現地間の実務的な協力を焦点を絞って、大規模な国際業務を行っている銀行グループの母国当局と主要現地当局の間で、こうした計画の進展を促す方針を再度表明する。

当委員会は、クロスボーダー協力に関する基本原則に照らして、母国当局と現地当局の間の調整と協力に関する以下の具体的な点について合意した。

- ・ *母国および現地の監督当局は、情報収集の要請を調整するための実務的な方法を検討すべきである。*

当委員会は、メンバー国が自国の法域内で活動する外国銀行の子会社について、バーゼルの実施および段階適用の計画に関する詳細な情報を必要とする場合は、当該外国銀行に接触する前に母国当局に情報を求めることを期待する。この期待は実務的に解釈されるべきである。この期待は、現地当局が自国内の銀行と健全性に関する事項について直接協議することを排除するものではなく、監督当局間の対話努力を強化および合理化するものである。委員会はまた、情報の徴求に関して母国・現地間で調整を行えば、全ての現地当局は、一般的に、自国内で活動する外国銀行に対して有効な現地監督を行う能力を高めると考える。

- ・ 監督当局は、バーゼル に関する所要の承認および検証作業を重複させるべきではない。

当委員会は、監督当局がバーゼル に関する承認および検証作業を重複した無調整なやり方で行うことは可能な限り回避すべきであるとの基本原則を再度表明する。これは、バーゼル の実施に関する銀行の負担を軽減するとともに、監督当局の資源を節約するためである。当委員会はこうした観点から、特定の先進的な手法の承認および検証に際しては母国が主導的役割を果たすべきである、という基本原則を支持する。当委員会は、本原則の実務的な適用として、先進的な I R B 手法の太宗を占める規模の大きい事業法人向けのエクスポージャーについては、現地当局から適切な情報提供を受けつつ、また、現地当局が母国当局の作業に大きく依存する形で、母国が当初の検証作業を主導することを期待する。

- ・ A M A を用いて計算した所要自己資本をクロスボーダーで認識する際の実務的な留意点

バーゼル委員会は 2004 年 1 月、「先進的計測手法 (A M A) を用いて計算したオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本の母国・現地における認識のための諸原則」と題するテクニカル・ペーパーを公表した。本ペーパーに対しては、A M A によって計算したオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を銀行が複数国で行っている活動や業務に配分する場合、監督当局はその配分をどのように認識するのか、という点について非公式な質問やコメントが当委員会に寄せられた。この点に関連した実務的な留意点に対する当委員会の現時点における考え方は付 3 に概説する。付 3 では、A M A モデルの監督上の評価を調整するために母国監督当局が果たす主導的役割についても述べる。

A I G は引き続き、母国・現地における枠組実施の進展をモニターするとともに、この点に関する協力の強化に取り組んでいく。